

桂川町農業委員会第12回総会議事録

1 開催日時 令和8年3月10日（金） 午後3時00分～

2 開催場所 桂川町役場 301会議室

3 出席委員 11名

正議長	藤春 郁夫	5	藤川 房信	最適化推進委員	
副議長	原 中 輝 司	6	高 嶋 征 敏		
1	池 部 稔			12	金 田 幸 久
2	野上伸太郎	8	神 崎 宏 昭	13	平 塚 重 義
3	竹 本 貞 男	9	中 嶋 和 幸	14	樋 口 重 徳
4	林 英 明	10	原 中 壽		

4 欠席委員 1名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3)議 案 第34号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4)報告事項 第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (5)そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 横 山 龍 一
 係 長 栗 山 久 嗣
 書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

事務局	ご起立をお願いします。 只今より令和7年度第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。 (会長あいさつ)
議長	只今より令和7年度第12回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名の出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。7番 山邊俊明委員 11番 久保正隆委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
会場	(異議なし)
議長	それでは議事録署名委員を6番 高嶋征敏委員 8番 神崎委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。
議長	それでは、議案第32号 番号① 農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。関連がありますので、報告事項第10号 農地法第18条第6項の規定による届出についても併せて事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【議案書に基づき説明】
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はいかがでしょうか。
林委員	1ページの左の方、この方は〇〇になっていますが、〇〇さんがこの場所を耕作する事になるのですか。
事務局	1ページ目、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに関しましては遠い親族関係となっています。

林 委 員	贈与という事ですか。
事 務 局	〇〇さんについては、現在農業をされていないので、〇〇〇〇〇と合意解約をして、所有者変更で利用権設定をします。
林 委 員	農業をしていないで、田を譲り受けることができるのですか
議 長	贈与は出来ます。相続、贈与の場合は農業をしていなくてもいいことになっている。売買で農業をする意志がない人は買う事は出来ません。
林 委 員	親類でなくても贈与であればいいという事ですか。金銭が発生しなければいいという事ですか。
議 長	先月も同じような例がありましたが、結果的には贈与のような形になりました。
議 長	それでは採決いたします。議案第 3 2 号 番号① 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします (全員賛成)
議 長	全員賛成ですので、議案第 3 2 号 番号① 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定しました。 続きまして、議案第 3 2 号 番号② 農地法第 3 条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	【議案書に基づき説明】
議 長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
議 長	1 1 月頃、現地確認をした土地です。駐車場にして、店を始めるという事で転用申請が出ていましたがそれが無くなりましたので。
神 崎 委 員	機構が間に入っていないのはなぜですか。
事 務 局	元々は青地でした。青地から白地にして、また白地から青地にした形で

	す。通常青地であれば機構を通じて売買を行いますが、ここは機構を使わず3条でという事になっています。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第32号 番号②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	全員賛成ですので、議案第32号 番号② 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定しました。 続きまして、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、地区担当の高嶋委員より説明をお願いします。
高 嶋 委 員	今回の申請地につきましては3月10日に事務局の原田氏立ち合いのもと現地確認を行いました。申請者の〇〇〇〇〇〇〇〇氏が駐車場及び通路として使用する為、農地転用許可の申請がなされています。既に地元の水利関係者との話し合いも行われ同意も得られていますので、問題ないと判断しております。皆様の審議の程、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。続きまして事務局より説明をお願いします。
事 務 局	【議案書に基づき説明】
事 務 局	補足説明です。6ページをご覧ください。付近見取り図です。オレンジで着色した部分が現在農地となっている所です。川を挟んで左側の広い敷地がこども園の計画地です。農地法第5条の転用になります。北側は進入道路を造る計画です。右側の県道と繋ぎ、県道側から侵入できるようにしております。農地の部分に関しては園児を送迎できるよう駐車場、一部道路の利用となります。建物の形等は令和8年度で設計をしていく事になります。
議 長	ありがとうございました。皆さんの方から何かありませんか。
樋 口 委 員	道ができた横に駐車場が3カ所くらいできると理解していいですか。
事 務 局	左側の駐車場は、主に職員の駐車場として考えているようです。右側と道路際にある所を園児の送迎用駐車場の予定です。認定こども園は、簡単

に言えば保育園と幼稚園が合体したような施設です。

議長 それでは採決いたします。議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決定しました。続きまして議案第34号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案を供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございました。皆さんの方から何かありませんか。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第34号 桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決定しました。それでは、その他事項について事務局より説明をお願いします。

その他事項

- (1) 活動計画について
- (2) 活動記録簿の提出について
- (3) その他

次回の総会は4月10日(金)行います。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人

